

「発達障害者基本法要綱案」に接し...

平成 16 年 5 月 19 日付で「発達障害者基本法要綱案」が開示された。高機能広汎性発達障害の診断には、まだまだ難しい問題があるよう。その問題より、今は、疑いの段階の周りの社会的側面の問題を、私は危惧している。

家族がうちの子がおかしいと気づくケース。保育園・幼稚園の先生がおかしいと気づくケース。家族は何も言わない或いは気がついていない。家族も保育園などからもおかしいと気づくケース。健診の場面で保健師などがおかしいと気づくケース。保育士などのその判断がおかしいという場合もありますしね。

幼児期の軽度の発達障害の疑いでの受診の勧めや診断は、慎重であって欲しい。

例えば、健診場面で「玩具に拘りがあるから」と、保健師から専門機関受診を勧められた知り合いの親は、その日から苦悩の日々。私から観れば、ごく自然な幼児の行動。その後も健診の度に保健師が勧めるので、渋々受診したが案の定問題なし。また、心身障害児母子通園施設に通っていたが、やはり特に問題がないので地域の保育所に通わせたいと思っても、「母子通園施設に通っていたのでは、障害があるのでは？」と、「障害児の統合保育人数枠は一杯なので」とやんわり断られたケースもあるとか。一旦障害のレッテルが貼られると、なかなか剥がし難い今の社会。

確かに早期発見、早期治療・教育の効果のある子どももいる。一方、親が「我が子は障害児かも……」と思うと、育児姿勢にすら影響を与えかねないし、「大丈夫だった！」と解った後々でも、また不安が掠めることがある。こうした心痛期間、また、その後の親へのホロ - は誰がしてくれるのかなあ。

次々と障害、福祉の専門機関、制度が増えるがために、健診場面、保育所等でおかしいと少しでも感じると各専門機関を親に勧める役割分担だけの対応ではなく、親子に寄り添い、親子に実のある支援工夫（専門家のチ - ムワ - ク構築等）を考えてもらいたいものである。

新たな施策案に接し、ふと思った次第。

追伸：統合保育、統合教育の言葉もくせもの。例えば、小学校に知的障害のある子どもが通っているが、「給食時間以外は他児との交流もなく、殆ど先生と一対一だけの毎日……」との親の嘆きも耳にしている。これでも、統合教育実施校ということになるのでしょうかね。形式ばかり整えるだけのこうした話には、もうウンザリ！